

## 平成25年 3月19日 (火曜日)

### ○出席議員 (16名)

議 長	夷 藤	満 君		8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田 臣	宣 君		9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島 利	美 君		10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本 昌	博 君		11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田 勇	人 君		12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口 正	己 君		13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井 良	信 君		14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道 正	博 君		15 番	南	守 雄 君

### ○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君		まちづくり政策部 企画財政課長	田 中	徹 君
総務部長	高 木 和 彦 君		まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	岩 本 昌	明 君
まちづくり政策部長	中 西 昭 夫 君		町民福祉部 町民生活課長	大 徳	茂 君
町民福祉部長	北 雅 夫 君		町民福祉部 健康推進課長	下 村 利	郎 君
都市整備部長	長 丸 一 平 君		町民福祉部 介護福祉課長	長 谷 川	徹 君
教育委員会教育次長	長 丸 信 也 君		町民福祉部 環境政策課長	中 宮 憲	司 君
消 防 長	津 幡 博 君		都市整備部 産業振興課長	喜 多 哲	司 君
都市整備部担当部長 兼企業立地推進室長	山 田 吉 弘 君		都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	井 上 慎	一 君
会計管理者 兼会計課長	重 原 正 君		都市整備部 上下水道課長	長 田	学 君
総 務 部 総 務 課 長	島 田 睦 郎 君		教育委員会 学校教育課長	北 川 真 由 美	君
総務部税務課長	若 林 優 治 君		教育委員会 生涯学習課長	岩 上 涼	一 君

### ○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	向 貴 代 治 君		事 務 局 書 記	田 中 義 勝 君
---------	-----------	--	-----------	-----------

○議事日程（第4号）

平成25年3月19日 午後2時開議

日程第1

議案第1号 平成24年度内灘町一般会計補正予算（第5号）から

議案第37号 平成24年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）まで

日程第2

追加議案の上程

議案第38号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明

日程第3

議会議案第1号 北朝鮮の核実験実施に対する決議について



午後2時00分開議

○開 議

○議長【夷藤満君】 皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【夷藤満君】 本日の会議に説明のため出席している者は、5日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第1、去る3月7日、各常任委員会に付託いたしました議案第1号平成24年度内灘町一般会計補正予算（第5号）から議案第37号平成24年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）までの37議案及び今期定例会までに受理されました請願第16号を一括して議題といたします。



○常任委員長報告

○議長【夷藤満君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

生田勇人総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 生田勇人君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【生田勇人君】 平成25年第1回定例会において総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号平成24年度内灘町一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税费、6項監査委員費、7項交通安全対策費、4款衛生費3項上水道費、5款労働費1項労働諸費、6款農林水産業費1項農業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金2項基金費の各款項及び第2条地方債の補正並びに第3条繰越明許費8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費、議案第2号平成24年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第6号平成24年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）の3議案については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第7号平成25年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費、7項交通安全対策費、4款衛生費3項上水道費、5款労働費1項労働諸費、6款農林水産業費1項農業費、2項林業費、3項水産業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防費、11款災害復旧費1項公共施設公用施設災害復旧費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金1項普通財産取得費、2項基金費、14款予備費1項予備費の各款項及び第2条地方債、第3条一時借入金、第4条歳出予算の流用、議案第8号平成25年度内灘町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号平成25年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算、議案第13号平成25年度内灘町水道事業会計予算の4議案については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第15号内灘町情報公開条例等の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第16号内灘町職員定数条例の一部を改正する条例については、賛成多数により、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第17号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第18号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号内灘町道路占用料条例の一部を改正する条例について、議案第26号内灘町町営住宅等の整備に関する基準を定める条例について、議案第27号内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第28号内灘町町道の構造の技術的基準を定める条例について、議案第29号内灘町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について、議案第30号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案

第31号内灘町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について、議案第32号内灘町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、議案第33号内灘町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例について、議案第34号内灘町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についての12議案は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第35号字の区域の設定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第36号平成24年度内灘町一般会計補正予算(第6号)第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出2款総務費1項総務管理費、6款農林水産業費1項農業費、8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費の各款項及び第2条地方債の補正並びに第3条繰越明許費2款総務費1項総務管理費、6款農林水産業費1項農業費、8款土木費2項道路橋りょう費、3項都市計画費、議案第37号平成24年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の2議案については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第16号T P P交渉に参加しないことを求める意見書提出に関する請願については、慎重に審査した結果、継続審議とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成25年3月19日

総務産業建設常任委員会委員長 生田勇人  
○議長【夷藤満君】 太田臣宣文教福祉常任

委員長。

〔文教福祉常任委員長 太田臣宣君 登壇〕  
**○文教福祉常任委員長【太田臣宣君】** 平成25年第1回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号平成24年度内灘町一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費及び第3条繰越明許費、3款民生費2項児童福祉施設費、10款教育費2項小学校費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第3号平成24年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第4号平成24年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第5号平成24年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第4号）の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第7号平成25年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費第1項社会福祉費、2項児童福祉費、3項国民年金事務取扱費、4項災害救助費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第10号平成25年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第11号平成25年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号平

成25年度内灘町介護保険特別会計予算の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第14号内灘町新型インフルエンザ等対策本部条例について、議案第19号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第20号内灘町立保育所設置条例の一部を改正する条例について、議案第21号内灘町障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例及び内灘町心身障害者医療助成金支給条例の一部を改正する条例についての4議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第23号内灘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第24号内灘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、議案第25号内灘町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例についての3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第36号平成24年度内灘町一般会計補正予算（第6号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出10款教育費4項社会教育費及び第3条繰越明許費10款教育費、4項社会教育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、教育、福祉等所管にかかわる事項については閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成25年3月19日

文教福祉常任委員会委員長 太田臣宣

**○議長【夷藤満君】** これをもって各常任委

員長の報告を終わります。



### ○質疑の省略

○議長【**夷藤満君**】 なお、昨日までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



### ○討 論

○議長【**夷藤満君**】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【**北川悦子君**】 議席番号8番、北川悦子です。

議案第19号の内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

国民健康保険税の税率を所得割で7.1%から7.3%に、均等割を2万6,400円から2万7,600円に1,200円引き上げる条例改正となっています。最後のとりでになっている国民健康保険です。自営業者や退職者、失業者、また非正規の方々が加入しており、景気が悪く、また年金は引き下げられる一方です。国保だけはとお金を借りて何とか支払っているが、本当に高いというような嘆きの声も伺っています。これ以上上がっては支払うことができないという声も耳にしています。

大多数の町民がいずれは加入する国保です。命を保障する保険とも言えます。負担軽減こそ図るべきではないでしょうか。その意味からも、この引き上げ案条例に反対をいたします。

それからもう一つ、議案第18号内灘町職員定数条例の一部を改正する条例について、実態に即してということで説明をされました。ただ、東日本大震災のときに職員が足りず大変であったと。現在も職員不足でということで、いろんな手続がおくれにおくれていると。

復興も一つには職員不足というようなこともかかわっているかと思います。

そういう中で、現在の条例の中にうたわれている職員数を34名減にする。私は、消防署の事務部局であるここを1名ふやすというところに大いに賛成ですし、もっとふやしてもいいというふうに思っています。

そのほか、町長の事務部局とか、ほかの部分を見ましてもマイナスになっているところを見ますと、その部分が嘱託職員のほうに行っていると。専門職でありながら嘱託職員で補っているというようなところも大いにあるというところをもう少し検討していただいて、財政のこともあるかとは思いますが、きちっと即したのものにもう少し時間をかけて検討すべきではないかという点で反対とさせていただきます。

以上です。

○議長【**夷藤満君**】 北川議員、確認ですけれども、今ほど19号と18号について反対討論されましたが、最後の18号については16号の間違いではないですか、確認ですけれども。よろしいですか。

議案第16号の間違い。

○8番【**北川悦子君**】 申しわけないです。18号じゃなくて、16号です。16号の内灘町職員定数条例の一部を改正する条例についての間違いです。

訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長【**夷藤満君**】 ほかに討論ありませんか。

3番、酒本昌博議員。

〔3番 酒本昌博君 登壇〕

○3番【**酒本昌博君**】 議席番号3番、酒本昌博です。

私は、議案第19号内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度

における最後のとりでとして極めて重要な役割を果たしています。このため、全ての国民があまねく医療を受けるためには、その制度の安定的な運営が必要であります。しかし、市町国保は高齢者や低所得者層が多いという構造的な問題を抱えており、厳しい運営状況に置かれています。

市町国保が将来に向けて安定的な運営を行うには、制度設計者である国による抜本的な改革が必要であります。国民に市町国保みずからが財政の安定化に向けた取り組みを積極的に推進することが必要と考えます。

今回の国民健康保険税条例の改正については、昨年度、所管の文教福祉常任委員会において医療費の動向や国保財政全般、税負担の状況などについて継続的に、そして十分に審議を重ねました。その結果、一般会計からの繰り入れ、つまり国保加入者以外の方からの財政支援をいただく一方、国保加入者の方にも応分の負担をいただくことが必要であり、現在の経済状況などに配慮し、段階的に税率改正を実施するものとなっています。

加えて、このたびの改正は、昨年度からの審議内容に基づくものであり、国保財政の健全化への2年目でもあり、重要なものであります。

このようなことから、議案第19号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成いただきますようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。

**○議長【夷藤満君】** ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



## ○表 決

**○議長【夷藤満君】** これより議案の採決に入ります。

まず、議案第1号平成24年度内灘町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【夷藤満君】** 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

**○議長【夷藤満君】** 次に、議案第2号平成24年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【夷藤満君】** 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

**○議長【夷藤満君】** 次に、議案第3号平成24年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第5号平成24年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【夷藤満君】** 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第5号までの3議案は原案のとおり可決されました。

**○議長【夷藤満君】** 次に、議案第6号平成24年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第7号平成25年度内灘町一般会計予算を採決いたします。本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第8号平成25年度内灘町公共下水道事業特別会計予算及び議案第9号平成25年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第8号及び議案第9号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第10号平成25年度内灘町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第11号平成25年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第12号平成25年度内灘町介護保険特別会計予算の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第11号及び議案第12号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第13号平成25年度内灘町水道事業会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第14号内灘町新型インフルエンザ等対策本部条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第15号内灘町情報公開条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第16号内灘町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第17号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第18号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第19号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第20号内灘町立保育所設置条例の一部を改正する条例について及び議案第21号内灘町障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例及び内灘町心身障害者医療助成金支給条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第20号及び議案第21号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第22号内灘町道路占用料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。



上程を行います。

議案第38号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて及び議案第39号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての2議案を一括して議題といたします。



#### ○提案理由の説明

○議長【夷藤満君】 これより町長から追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、3月5日の議会開会以来、連日におたまりまして慎重なるご審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今定例会に上程いたしましたすべての議案につきまして、適切なるご決議を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

それでは、ただいま追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

**議案第38号** 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現在欠員となっております内灘町教育委員に、久下恭功氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

**議案第39号** 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の砂山吉則氏が来る3月31日をもって任期満了を迎えるため、その後任として森下務氏を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

以上、追加議案の提案理由につきまして説明をいたしました。どうぞ適切なるご決議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 提案理由の説明は終わりました。



#### ○質 疑

○議長【夷藤満君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



#### ○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



#### ○表 決

○議長【夷藤満君】 これより追加議案の採決に入ります。

まず、議案第38号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第38号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第39号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第39号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。



### ○議案の上程

○議長【夷藤満君】 日程第3、議会議案第1号北朝鮮の核実験実施に対する決議についてを議題といたします。

### ○提案理由の省略

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。本議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

### ○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

### ○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

### ○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第1号北朝鮮の核実験実施に対する決議についてを採決いたします。

お諮りいたします。議会議案第1号北朝鮮の核実験実施に対する決議については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第1号は原案のとおり可決

されました。

ただいま可決されました決議の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。

### ○閉会中継続審査及び調査

○議長【夷藤満君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定いたしました。

○議長【夷藤満君】 以上で今回の定例会に付議された議件は全部議了いたしました。

### ○閉議・閉会

○議長【夷藤満君】 以上をもちまして、平成25年第1回内灘町議会定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、連日長時間にわたり精力的に審査をいただきまして、まことにご苦労さまでした。

お疲れさまでした。

午後2時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ  
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員